



# QUALICOAT 規定書 2021 版

## – 更新文書– No.07

2022 年 1 月 1 日から適用

項目: 薬品前処理システム評価のための“10+2 規則”

提案/要望: 前処理 WG/2021-01-26(案件 2)

### 議決 No.10/TC 2021-06-09

#### QUALICOAT の議決

TC は、規定書 WG に前処理 WG の提案した AASS 及び FFC 試験の結果の評価の新たな規則を導入する更新文書の準備するよう指示した。

#### 規定書の修正

- ・ 付属書 A6-8c 項

著者: QCT 規定書 WG  
Pascale Bellot

文書コード: SPEC 2021-US07

QQM Section: 7.8.2

承認日: 19.11.2021

承認: 執行委員会

適用日: 01.01.2022

版: 01

頁数: 2

## A6 薬品前処理の認可

[…]

### 8. 前処理システム認可の更新

[…]

#### c) 認可の取り消し

[…]

#### “15+3” “10+2” 規則

酢酸塩水噴霧試験において **15% 10%**の C+D の不良と最低 **3 2**つの不適格は、不適格の評価にしなければならない。1 ~~又は2~~のみの C+D の AASS 試験の不適格の場合は、前処理システムは適格と考えなければならない。

#### 評価

QUALICOAT の事務局は、前年の年次審査時にライセンス塗装業者から採取したサンプルからの AASS 試験の結果の評価による全ての薬品システムを “15+3” “10+2” 規則の下に決定しなければならない。 ~~関与するジェネラルライセンシー及びサプライヤーは、事務局より 6 月 30 日より前に伝達されなければならない。~~

#### 情報

遅くとも 6 月末までに関与する薬品前処理メーカーには、ジェネラルラインシー(ジェネラルライセンシーのない国では QUALICOAT)により、彼らの薬品前処理システムは、“監視下” で “10+2 規則” のもとに置かれていることが知らされる。

薬品前処理システムを使用している全てのライセンス塗装業者は “監視下” に置かれることが、ジェネラルラインシー(ジェネラルライセンシーのない国では QUALICOAT)により 6 月末までに知らされる。彼らは QUALICOAT 規定書の要求事項を十分に順守し続けなければならないことを認識しなければならない。

#### 監視期間

6 月末までに薬品前処理メーカーに文書による通告がなされると薬品前前処理システムの 1 年の監視が始まる。薬品前処理メーカーが “10+2 規則” に適格しなければ翌年も継続され、状況はリセットされる。また、薬品メーカーは、ジェネラルラインシー(ジェネラルライセンシーのない国では QUALICOAT)から通告される。

#### 取り消し



システムは連続して 2 年不合格であれば、2 年目の 6 月 30 日に取り消しにしなければならない、また薬品メーカーには、通告日から 30 日以内に薬品前処理システムが取り消しになることが、ジェネラルラインシー(ジェネラルライセンシーのない国では QUALICOAT)から知らされる。

### 塗装業者の製品の使用期限

“10+2 規則”により取り消しになった薬品前処理システムを使用している全てのライセンス塗装業者は、取り消された年の末まで使用を続けることができる。彼らは QUALICOAT 規定書の要求事項を遵守し続けなければならないことを認識しなければならない。